



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	どの議員が女性を代表するのか？：アルゼンチン上下両院の法案データを用いた実証研究
Author(s)	永洞, 航太郎; Nagahora, Kotaro
Citation	年報 公共政策学, 19, 247-267
Issue Date	2025-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95425
Type	departmental bulletin paper
File Information	19-23_ResearchPaper_nagahora.pdf



【リサーチペーパー】

どの議員が女性を代表するのか？ アルゼンチン上下両院の法案データを用いた実証研究

永洞 航太郎*

1. 序章

列国議会同盟（IPU）のデータによると、各国議会の女性議員比率は1997年1月には平均12%だったが、2023年10月時点で平均26.7%まで増加した（Inter-Parliamentary Union 2024a）。近年ではクオータ制¹⁾を導入する国は130カ国以上にのぼり、女性の政治参加をめぐる動きは活発化している。

では、女性の議員は果たして議会で女性を代表しているのか。より具体的には、女性議員は女性関連の 이슈を扱う法案（女性関連法案）を男性議員よりも積極的に提出する傾向が見られるのか。あるいはこうした傾向が見られる場合、上院と下院といった議会の違いによって差が生まれるのだろうか。

本稿は、アルゼンチンの上下院を事例に、女性関連法案をめぐる男性議員と女性議員の立法行動を比較することで、上述の問いに答える。その際、上院と下院の違いも分析の視角に加える。分析にあたり本研究では、2001～2021年の期間に上下両院に提出された法案に関する独自のデータセットを作成した。分析の結果、①女性議員は男性議員よりも統計的に有意に女性関連法案を提出していること、②女性上院議員の方が女性下院議員よりも統計的に有意に女性関連法案を提出していることの2点が主に明らかになる。さらに、男女を問わず上院議員は下院議員に比べて女性関連法案を多く提出する傾向があることも示される。

アルゼンチンの上下院は、女性の政治参加というテーマに関する長期的観察やラージN分析などが可能な好事例の一つと言える。同国は、1991年に下院を対象に候補者名簿の女性最低比率を30%に定める法的クオータを導入しており、世界で初めて法的クオータを導入したパイオニア的な存在であった。加えて2001年には上院にも1991年

* 北海道大学大学院公共政策学教育部 第18期修了生
E mail: kotaronagahora.cnsdl@outlook.com

1) クオータは「政治的意思決定機関に選出または推薦されなければならない女性の閾値・比率を定める政策」と定義される（Hughes et.al. 2019:220）。またクオータは憲法や選挙法で定めたものと政党の自主的な規則によるものに分けられ、法律型のものに関しては、女性に対して一定程度の議席を割り振る「議席割当」と、選挙時の立候補者に対して最低比率を定める「候補者型」に分けられる。（Clayton 2021:237-238）

のクオータ法が適用され²⁾、更に2017年に可決されたパリテ³⁾法では上下両院を対象に女性候補者比率が50%に引き上げられたという歴史を有する(杉山 2024)。実際にこれら一連のクオータ法の運用に伴って議会における女性比率も上昇しており、2023年7月時点で下院は44.8%、上院では43.1%となっている。したがって、女性議員の立法行動を、長期的な視点で定量的に分析できる土壌があるといえよう。

2. 先行研究の概要

2.1 理論的検討

民主主義体制では議会は有権者の利益を代表する機能を有することが期待されるが、それぞれの議員は誰の利益を代表するのだろうか。そもそも「代表」とはいかなる行為なのか。

Pitkin (1967=2017) は、代表の機能を「形式的代表、記述的代表、実質的代表、象徴的代表」4つに分類している。女性の政治参加に関する研究で主に注目されてきたのは記述的代表と実質的代表である。記述的代表とは、政治的意思決定機関における議員の構成が、社会における人々の構成に近似することを意味する。議会の女性比率が50%の場合、その議会は記述的代表を達成していると言える。

その一方で、代表を単純な数ではなく、議会でその属性の利益一本稿の文脈で言えば「女性」の利益—に対してどれだけ応答的に活動するかとして定義するのが、実質的代表という概念である。本稿が主眼を置くのはこの概念であるが、これは記述的代表と異なり、変数として操作化することが容易ではない。なぜなら、何をもって「女性の利益」を代表したと言えるのかが一義的でないからである。そのため、先行研究では試論的に分類・定義が行われてきた。例えば Franceshet and Piscopo (2008) は、実質的代表を1「プロセスとしての実質的代表」と2「結果としての実質的代表」の二つに分類している。1は議会におけるアジェンダや提出される法案及び修正案の内容が変容することを指す。女性の政治参加の文脈では、議会における男女平等や女性の健康などのジェンダー関連の 이슈を扱う議論の活性化や、そのような 이슈を扱ったいわゆる「女性関連法案」の提出数が増加することが該当する。これに対して2は、法案・修正案が議会を通過し、法律として成立した後政策として実行されることを意味し、例えば、関連する政策分野の予算額や公的サービスの給付状況などによって操作化が可能である。ただし、女性関連の政策に関する予算が既にある程度大

2) 1991年11月6日に成立したクオータ法(Ley 24012)は下院のみを対象にしていたが、上院は大統領令(Decreto 1246/2000)により、間接選挙から直接選挙へと切り替わる2001年からクオータ法の適用対象となった(Cogliano and Degiusti 2018:1)。

3) パリテとはフランス語で「同量・同等」を示す *parité* を指し、女性の政治参加に関する研究の文脈では「議会における男女同数」を意味する。

きい場合、女性議員増加のインパクトを過小評価してしまうという指摘もある (Hessami and Fonseca 2020)。

他方、1 は各々の議員が提出する法案に着目することで、代表行動を把握することができる。法案の成立は議会内の各政党の内訳、政治制度、政党内の力学といったさまざまな変数の影響を受ける。アルゼンチンでは女性関連法案の提出に関しては政党による拘束は強くなく、多くの政党からそのような法案が提出されているが、一方でそうした立法が上下両院で可決することは稀であり、党議による拘束が主な阻害要因であると指摘されている (Francheschet and Piscopo 2008: 410-416)。すなわち、アルゼンチンにおいて法案の提出は所属する政党による拘束から比較的独立した活動であり、議員の代表行動を観察する上で有用であると考えられる。以上を考慮し、本稿では、1「プロセスとしての実質的代表」に絞って分析を行いたい。

では、議会で女性の記述的代表が高まれば、実質的代表も担保されるのか。Phillips (1995) は、議員は自らの性別、人種、経験などに基づいた政策選好を有するため、立法過程においては当事者性が重要であり、記述的代表は実質的代表を促すと主張する。女性議員は女性に資する法案を提出するため、女性議員の増加—すなわち記述的代表—は議会における女性関連法案の提出数—すなわち実質的代表—を促進させる。

もっとも、政党や議員の政策選択については、Downs (1957) の中位投票者定理に基づき中道に収斂するという理論が影響力をもってきた。この見方によれば、政党や議員は自らの社会的属性や経験に基づいた立法よりも、得票のために有権者が最も強く望む分野の立法を行うことが予想される。これらの異なる2つの見方を踏まえ、本稿では性別の違いと女性関連法案の提出の関連について検討する。

2.2 仮説の導出

女性の政治参加に関する研究は、女性の記述的代表の要因を説明する研究と、女性の記述的代表と女性の実質的代表の連関を分析する研究の二つに大別され、本稿は後者に位置付けられる。前者の研究蓄積は厚い⁴⁾が、ここでは本稿の主たる関心である後者に絞って検討する作業を通じて、本稿の仮説を提示する。

実質的代表に関する先行研究を概観すると、国や時代による差異はあるものの、クオータ制の導入による女性議員の増加に伴って、女性の権利・公衆衛生・貧困緩和といった問題に関する立法行動は増加しているとされている (Clayton 2021:239)。一方で、そのようなイシューに関する立法行動の増加が本当に「議員の性別が女性であること」によりもたらされたかどうかについては、より詳細な分析が必要である (Hessami and Fonseca 2020)。こうした問題に対処するべく実験やそれに準じた統計分

4) Lucardi and Micozzi (2022) などが挙げられる。

析手法を用いた研究が近年見られるが、必ずしもそうした手法はあらゆる対象に適用出来る訳ではない⁵⁾。そのため、例え結果が厳密な因果関係を示すわけではなくとも、観察データによる研究の重要性は尚も失われていない。

前節で言及したように、女性議員は女性に関するイシューを男性議員よりも多く扱って立法行動を行うという仮説 (Pitkin 1967=2017, Phillips 1995) と、各議員が有する属性は法案提出傾向には影響を与えない (Downs 1957) という理論的予測に基づいて、多種多様なアプローチにより検証が試みられてきた。ラテンアメリカ諸国を対象とする近年の研究としては、メキシコ (Baba and Levy Ide 2023) やチリ (Crisp and Cunha 2023) の事例があり、女性議員による女性の「プロセスとしての」実質的代表の存在は概ね確認されていると言える (Franceschet and Piscopo 2008, Piscopo 2011, Htun et al 2013, Barnes 2016)。

しかし、検討の余地も残されている。アルゼンチンに関する最も新しい研究では2014年までのデータが使用されているため (Crisp and Cunha 2022:38)、その後起こった女性議員をめぐる議会の変化の影響については検討されていない。なお、図1に上下両院の女性議員比率推移を示した。詳細は後述するが、2つの点線はそれぞれ下院、上院でクオータ制が導入された年を意味する。下院では、91年のクオータ法適用から10年が経過する2000年代ごろから、パリティ法の適用が始まる2017年までの間に、女性議員の比率は30%以上を維持しているものの、増加ペースの停滞が確認でき、2017年以降は再度上昇に転じている。したがって、同国における女性議員比率の言わば「停滞期」と「再浮上期」を新たに対象と加えてもなお、女性議員による女性の実質的代表が確認できるかどうかを検証することには意味があるだろう。そこで本稿では、2001～2021年の期間に両院に提出された女性関連法案に関する独自のデータセットを用いて、以下の仮説を検証する。

仮説1 女性議員は男性議員よりも女性関連法案を多く提出する傾向にある

このように女性議員による実質的代表が明らかになるにつれ、近年では女性議員の実質的代表の差異を生む要因や因果メカニズムについて考察されている。とりわけ注目されるのは、選挙制度が議員の立法行動を規定する要因の一つであることに着目し、女性議員による実質的代表を促進ないし阻害する制度的条件について検討する研究である (Krook 2017)。一般的に選挙区定数の大小は、再選を目的とする候補者や議員

5) 例えばLippmann (2022) はフランス下院の男女混合接戦選挙区を事例に回帰不連続デザインを用いて女性議員が男性議員よりもWRIに関する法案修正をより頻繁に行なうことを明らかにしたが、これはフランス下院が非拘束名簿式比例代表制を採用しており「たまたま女性議員が当選した」という仮定を置くことのできる選挙制度であったため同手法の適用が可能であった。

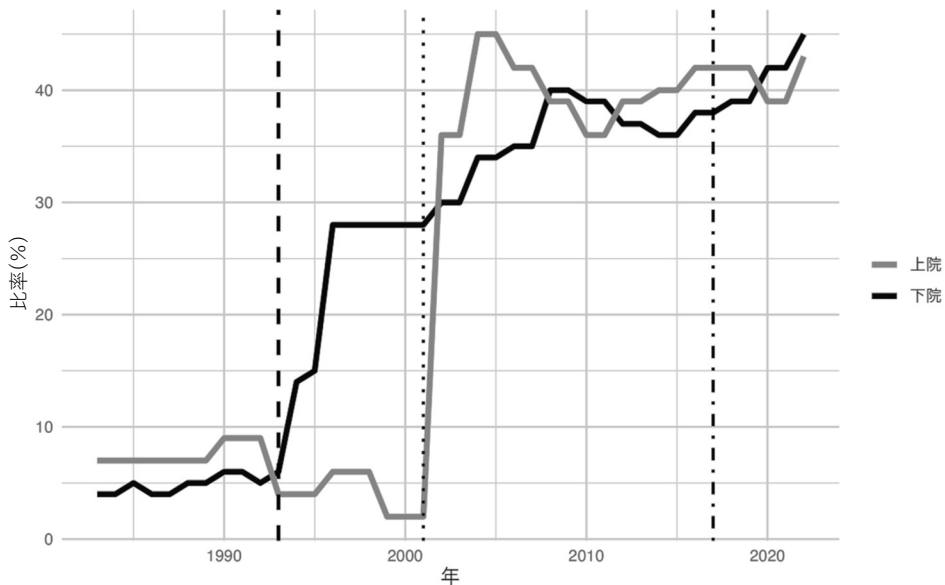


図1. アルゼンチンにおける上下両院の女性比率

(出典) Información Parlamentaria, Congreso de la Nación Argentina (n.d.) より筆者作成

が取る行動、すなわち再選戦略のあり方を規定する (Carey and Shugart 1995)。定数が大きくなれば再選に必要な得票割合は減少するため、候補者が再選のために代表しなくてはならない有権者の数が小さくなり、より専門的な政策にフォーカスしやすいとされる。

この主張を裏付けるように、サブサハラアフリカ諸国 (Mechkova and Carlitz 2021)、ドイツ (Hömann 2019) など世界各国の事例の実証研究が提示されている。これらの研究は、小選挙区制に比して出身選挙区の利益代表から自由になりやすい比例代表制の方が、女性議員は女性関連法案を提出しやすい可能性を示唆する。

しかし上述した先行研究は、比例代表制という選挙制度の多様性、特に投票方式が拘束名簿式なのか非拘束名簿式なのかを必ずしも明確に区別して分析している訳ではない。Carey and Shugart (1995:442-426) は、拘束名簿式比例代表制のような有権者が政党を基準として投票をしやすい制度下では、選挙区定数が大きい場合には候補者が有権者から認知されづらく個人的評判を高めることが相対的に難しいため、各議員はむしろ党執行部の意向を汲む事で忠誠を示す立法行動を取りやすいと指摘している。また、アルゼンチンの州議会を事例に扱った研究では、拘束名簿式で選挙区定数が大きい場合に政党執行部からの制約が強まり、女性議員の女性関連法案提出に向けた協力関係が減少することが指摘されている⁶⁾ (Barnes 2016)。

6) 同研究は議員間の協力関係に主眼を置いて説明しているため、女性議員単独での女性関連

一方先述した Crisp and Cunha (2022:38) では、アルゼンチンの事例について、出身選挙区の定数が大きい場合に女性議員の女性関連法案の提出率が高まるという、Carey and Shugart (1995) や Barnes (2016) とは異なる結果が報告されている。要するに、拘束名簿式比例代表制のもとで選挙区定数の大小が女性議員の女性関連法案提出傾向に与える影響については、未だ統一的な見解は示されていないと言える。

このような視点に立つとき、アルゼンチンの上院と下院の比較分析⁷⁾を行うことには意義があると考えられる。後述のようにアルゼンチンの上下両院選挙では拘束名簿式が採用されており、上院については24全ての州で一律に定数が3と下院よりも小さい⁸⁾。選挙区定数が大きければ女性関連法案を提出しやすくなるという仮説が正しければ、女性下院議員の単独での女性関連法案は女性上院議員よりも多いはずである。しかし一方で、拘束名簿式比例代表制の下では選挙区定数がむしろ小さい場合の方が党執行部からの制約が相対的に少なく、女性議員が女性関連法案を提出しやすいという仮説が正しいのであれば、女性上院議員の方が女性下院議員よりも女性関連法案を多く提出する傾向が確認されるだろう。

その他、上院と下院の議員の立法行動に差異を生じさせる要因として、上院議員の保守的政策選好を指摘する研究もある (Botana 1977; 菊池 2014)。こうした視点に立てば、上院議員の方が少なくともリベラルな女性関連法案の提出に消極的な傾向が予想される。他方、アルゼンチンの場合、上院は下院よりもクオータ法の適用が遅く、女性議員増加のタイミングや増減の力学が異なる (図1参照)。クオータ法の導入という大きな制度改革がなされて間もない上院では、改革後の時間が相対的に長い下院に比べて、女性関連法案が積極的に提出されているかもしれない。

このように、先行研究の主張や理論的予測からは、アルゼンチンの上院と下院の議員の立法行動に差異が生じることが予想されるものの、どちらが女性関連法案の提出に積極的であるかは不明である。本稿では Carey and Shugart (1995) や Barnes (2016) の主張に依拠しつつ、クオータ法導入直後に実質的代表が強まる可能性を踏まえて、以下の仮説を検証する。

仮説2 女性上院議員の方が女性下院議員よりも女性関連法案を提出しやすい

法案の提出傾向に対する影響については明確にしていない。

- 7) Htun et.al (2013) は上下両院の両方に提出された法案データを用いて分析しているが、上院と下院を比較分析している訳ではない。またアルゼンチンの上院に関する研究は比較的限られているが、重要な研究として Kikuchi (2018) があげられる。
- 8) 二院制を採用する国では上院の権限が制限されている場合が多いが、アルゼンチンに関しては上院と下院が同等の権力を持つとされており (Lijphart 2012:192)、立法過程についても同様であることが指摘されている (菊池 2013:94)。

3. 制度・データ・方法

3.1 政治制度

アルゼンチンの基本的な政治制度を表1に示した。選挙制度については、下院は拘束名簿式比例代表制を採用している。上院は、3議席のうち2議席を最多得票政党に割り当て、2番目に多く得票した政党に1議席を配分するという非完全代表制（Fixed Majority-Minority Formula）を採用している（Kikuchi and Lodola 2014:78）。上下院で制度は異なるが、いずれも名簿順位の決定に関して政党に裁量が生まれるため、政党の幹部の影響力が強くなりやすい。

定数に関し、下院では各州の人口に比例して定数が異なり、最も多いブエノスアイレス州では70である。上院の定数は24州全てで3となっており、下院の方が総議席数が多い。任期は下院議員4年だが上院議員が6年と長く、それぞれ2年ごとに半数と1/3が改選される。2001年以降は改選のタイミングが同年となっている。

表1. アルゼンチンの政治制度

	下院（Cámara de Diputados）	上院（Senado）
議席決定方式	比例代表制	非完全代表制
定数	257 （配分議席数は州の人口に比例するが、最低でも5議席は配分 ⁹⁾ ）	72 （23州+ブエノスアイレス市にそれぞれ一律3議席配分）
投票方式	拘束名簿式	拘束名簿式
選挙サイクル	任期4年 2年ごと半数改選（再選可能）	任期6年 2年ごと1/3改選（再選可能）
クオータ	1993年選挙：候補者の女性比率30% ¹⁰⁾ 2019年選挙：候補者の女性比率50% ¹¹⁾	2001年選挙：候補者の女性50%事実上の適用 ¹²⁾ 2019年選挙：候補者の女性比率50% ¹³⁾

（出典）Inter-Parliamentary Union（2024b）および Portal Oficial del Estado Argentino（n.d.）より筆者作成

9) 法案22847号

10) 法案24012号は1991年12月3日に可決し1993年の選挙より適用された。

11) 法案27412号は2017年12月15日に可決し2019年の選挙より適用された。

12) 上院議員は従来、州議会による選出となっており、クオータ法の適用対象となつてこなかった（Cogliano and Degiusti 2018:1, Kikuchi 2018: 39-40）。1994年の憲法改正を経て2001年から直接選挙へと移行したことを受けて、1991年に可決された下院への30%クオータ法を上院にも適用する大統領令1246/00号が採択され、2001年の選挙からクオータ法が適用された。比率が事実上の50%となっているのは以下のような理由からである。上院議会選挙は前述したように第1位の政党でも2人しか当選することができない。つまり名簿には2人の候補者しか存在せず、その場合には同性の候補者を2人続けて配置することを禁止する旨の規定が盛り込まれているため、事実上の50%クオータとしてみなすことができる。

13) 法案27412号

なお図1にて先述した通り、1991年に可決された30%クオータを経て、下院の女性議員比率の10%程度の増加が確認できる。2001年の上院へのクオータ適用後には、上院において2%から36%への大幅な増加が読み取れる¹⁴⁾。そして2017年のパリテ法成立後は、50%には未だ到達していないものの、上昇傾向は続いている。ただし、上院は2年ごとに半数改選、下院は2年ごとに1/3が改選されるため、パリテ適用後に依然として全議員が改選されているわけではなく、パリテ法の効果を限定的としている可能性がある。概観すれば、下院は1993年の適用から程なく30%程度まで上昇したものの、そこからは上昇ペースは落ち、2010年あたりでは下降傾向を見せている。一方で上院はクオータ法適用前後で急激な比率の上昇が確認され、その後下降傾向に入る。21世紀に入ってから上院の女性議員比率が下院のそれを上回る時期も長い。

3.2 データ

本稿の分析においては、アルゼンチン議会の法案リストをベースにした独自のデータセットを用いる。まず1999年1月1日から2022年12月31日の期間にアルゼンチン上院および下院に提出された全法案74968本を、公式のホームページからPython3.11.0によるスクレイピングにより取得した¹⁵⁾。

本稿は、2001年12月10日から2021年12月9日の期間に、上下両院に議員単独で提出された法案を分析対象とし、複数提出者の提出法案と閣僚提出法案、及び上述期間外の法案は除外する。単独提出法案が全体の57%を占め、複数提出者の提出法案よりも多い。Barnes (2016) は、女性関連法案を立法する際に女性議員は男性議員よりも協力関係を敷きやすいことを論じているが、単独提出法案に分析対象を限定しても男女差が依然として存在するのであれば、政策選好の性差をめぐる議論にも示唆が期待できる。また、閣僚提出法案も除外した。アルゼンチンの議会制度では、基本的には上院議員は上院に、下院議員は下院に法案を提出するが、閣僚による法案は例外として議会を選択して提出することができる¹⁶⁾。本稿は上院と下院の議員行動の差異を検討課題のひとつとしているため、閣僚提出法案を含めることは不適切と判断した。その上で、法案を分析する上での適切なスパンを設定した。アルゼンチンの上下院は2001年以降、2年毎に改選を同じタイミングで行い、奇数年の12月10日に議員が入れ替わる。したがって、突然の辞職や辞任など不定期の交代を除けば、議員の分布が変化しない同スパンを採用した¹⁷⁾。以上の条件で絞った結果、37962本の法案が抽出された。本稿ではこれを基本の法案データセットとして分析を行う。

14) ただし、2001年の上院議員選挙は全議員が改選対象であった点には留意が必要である。

15) データ取得以降のデータの整形や分析に関しては主にR 4.2.1を使用した。

16) 憲法77条にて規定されている。

17) 最初のスパンは2001年12月10日から2003年12月9日までで、そこから2年ごとに区切り、2019年12月10日から2021年12月9日を最後のスパンとした。

3.3 女性関連法案の定義について

女性関連法案の定義と分類については、先行研究を参照しつつ、独自の基準により行った。まず、条文に特定の単語が含まれる法案を機械的に抽出したのち、実際に内容の齟齬がないかを目視にて判定することで、女性関連イシュー（Women Related Issue: 以下WRI）を扱う法案を同定した。法案抽出のための辞書を作成には、Htun et.al (2013)、Barnes (2016)、及びBaba and Levy-Ide (2023)を参考にし、一部は名詞に性別があるスペイン語の特性を踏まえ語幹のみをリストアップした。

表2. WRI判定に用いた辞書

"abort", "sexo", "sexu", "sexi", "mujer", "contracep", "anticoncep", "mama", "utero", "nacimiento", "niñ", "d.i.u.", "reproduc", "género", "falopio", "fecund", "femeni", "femi", "fetal", "feto", "filiación", "gestación", "gravidez", "guardería", "hostigamiento", "lactan", "matern", "madre", "mamografía", "menopausia", "misoprostol", "papanikolau", "papiloma", "parto", "procrea", "prosti", "menstru", "vagin", "pildora", "puerper", "semen", "genital", "matrimonio", "infantil", "adolecen", "ecografía", "divorci", "condón"

(出典) 筆者作成

表2の辞書に基づく振り分けの結果、2345本の法案が抽出された¹⁸⁾。続いてこの2345本全てについて実際に目視による確認を行い、関連がないと判断した265本を除いた。その結果、基本の法案データセット全体の5.4%にあたる2080本を最終的な女性関連法案と同定した。図2は、各スパンに提出された総法案を100としたときの女性関連法案の比率を示したグラフであり、必ずしも増加傾向にあるとはいえない¹⁹⁾。

18) 厳密には辞書内の単語が一つでもヒットするものを抜き出した結果、28%にあたる10523本が該当した。しかしこの数字は、本来「生殖」という意味を持つ[reproduc]という語幹に、法案のテキスト内に“reproducción del expediente”という過去に提出された法案の複製であることを示すフレーズを含む法案が該当してしまったことによって過大に計上された数字であった。実際に法案の内容を確認すると、過去の法案の複製に過ぎず女性関連法案と言えないものが多数確認された。そこで検索結果から同フレーズを含む法案と含まない法案に分割し、含む法案に対して再度上記の辞書検索をかけた上で残ったものを、当初の検索結果に結合させた。これにより同フレーズが混入することによる女性関連法案の過剰認定を防ぐことができ、その結果2345本が残るといった結果となった。

19) 各スパンで提出された法案の絶対数に差異があるため、グラフからは6%程度で推移しているように推察されるが、データセット全体に占める女性関連法案の比率は5.4%である。

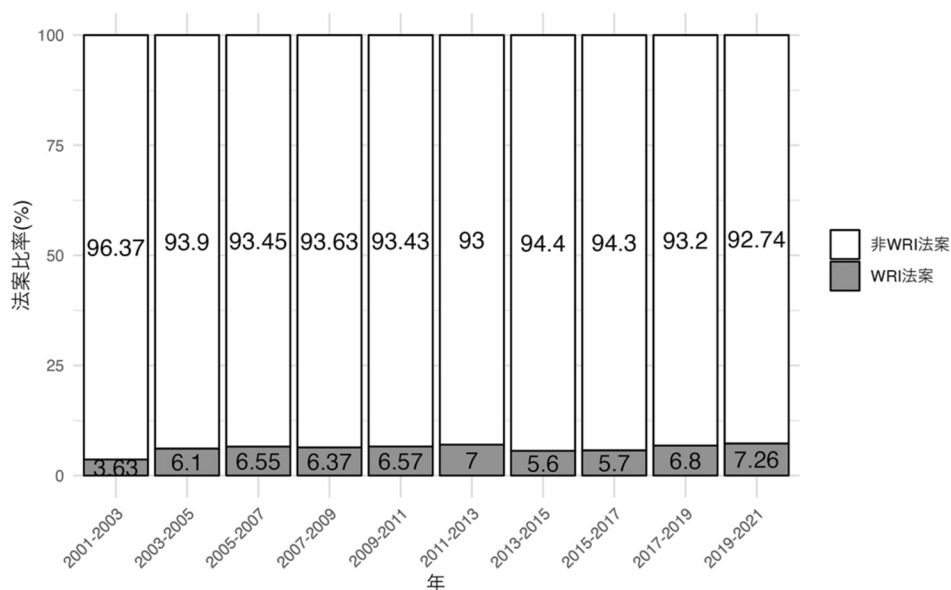


図2. 2年ごとの総法案に占めるWRI比率

(出典) Honorable Cámara de Diputados de la Nación Argentina (n.d.) より筆者作成

4. 分析結果

4.1 記述統計の提示

上述したように、アルゼンチンの上院と下院の女性議員比率は、クオータ法の適用以降、時期によって停滞期間も確認できるものの、長期的傾向としては上昇が見られる。では、このような傾向と女性関連法案の提出傾向は連関しているのか。以下の図3は上院の、図4は下院の、女性議員比率²⁰⁾と総法案に占める女性関連法案比率の時系列推移を示したグラフである。

20) 上下両院それぞれの女性議員比率については、議会選挙の次の年の3月時点での数字を示している。

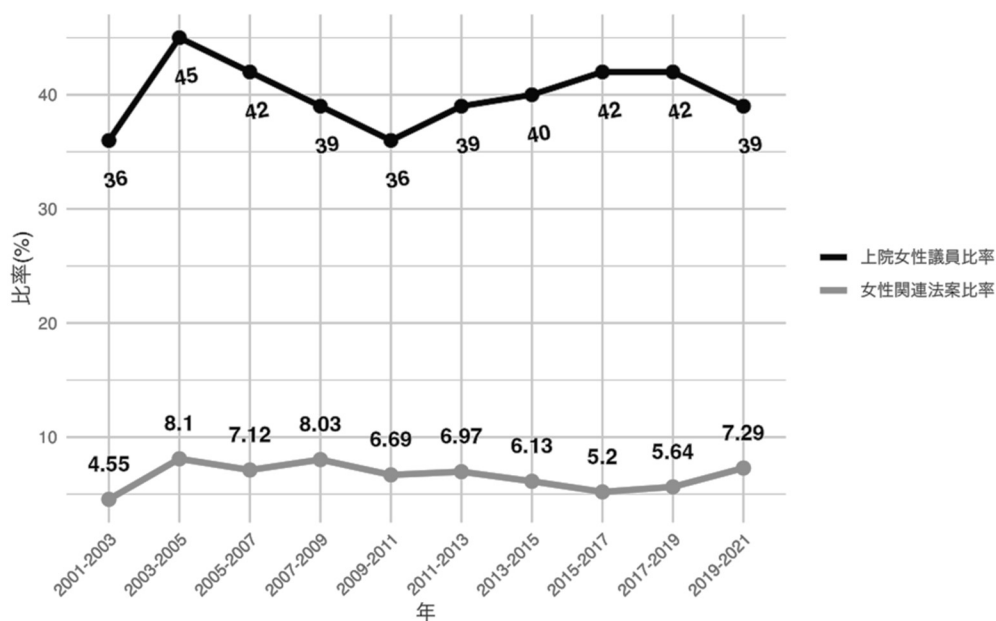


図3. 上院女性議員比率推移と総法案に占めるWRI比率推移

(出典) Honorable Cámara de Diputados de la Nación Argentina (n.d.) より筆者作成

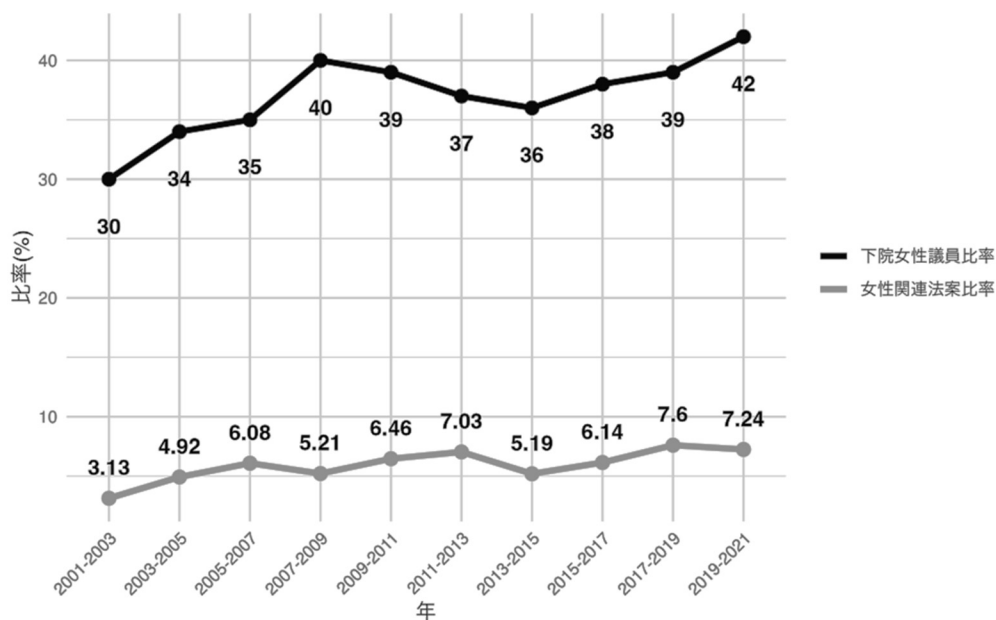


図4. 下院女性議員比率推移と総法案に占めるWRI比率推移

(出典) Honorable Cámara de Diputados de la Nación Argentina (n.d.) より筆者作成

上下両院で共通して読み取れるのは、必ずしも女性関連法案比率の推移が議員比率の推移と同じ形状をしているわけではなく、女性議員比率と女性関連法案比率の間に明確な連関が見られないという点である。もっとも、2001-2003時点と2019-2021時点の数値を比較すれば、上下両院ともに増加してはいるため、長期的にはそのような傾向は認められるだろう。しかし短期的に見れば、女性議員比率が増加しても女性関連法案比率が減少している期間も少なくない。こうした傾向を説明するにあたり、アルゼンチンの場合、女性関連法案を提出する主体が必ずしも女性議員に限らない可能性がある。女性議員比率が低下しているが女性関連法案の比率が高まっている場合、男性議員による女性関連法案の積極的提出が比率の上昇を生んでいることも考えられる。

このような女性議員による実質的代表的傾向について明らかにするべく、女性関連法案を提出しているのは誰か、という点について検討する。図5は、各スパンに提出された女性関連法案提出者の男女比の推移を示したものである。

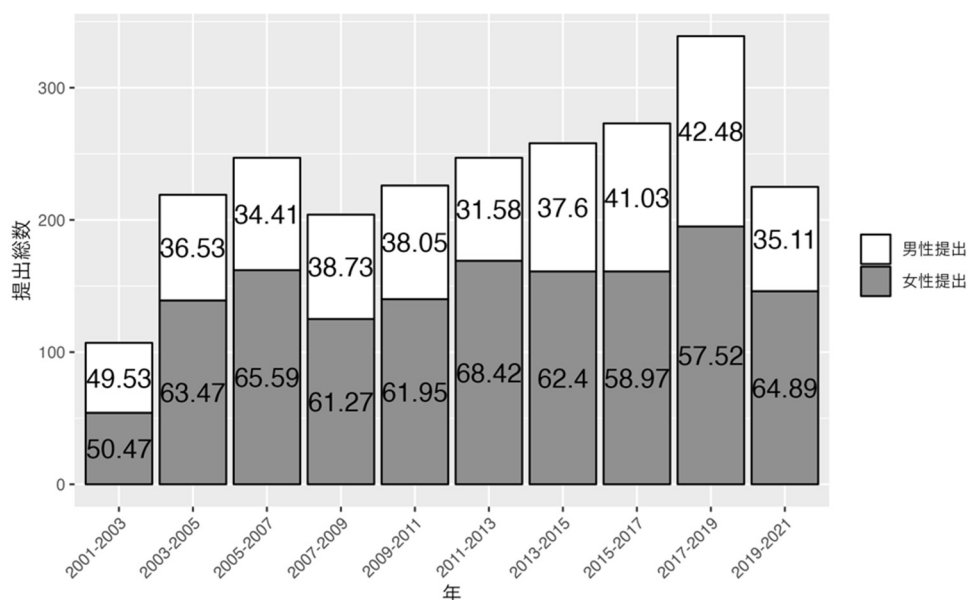


図5. 単独提出された女性関連法案における提出者の男女比率

(出典) Honorable Cámara de Diputados de la Nación Argentina (n.d.) より筆者作成

ここから指摘できる点は主に以下の3点である。第1に、一貫して女性議員の方が男性議員よりも女性関連法案を提出している傾向が読み取れる。第2に、2007年以降の女性関連法案の提出数は増加傾向にある。2019-2021のみ急落しているが、covid-19パンデミックによる法案提出数の全体的減少を反映している可能性があり、2007-2019までの傾向を見れば一貫した増加を確認できる。第3に、女性関連法案に占める男性議員提出の比率は一貫して30～40%台を維持しており、2011-2013から2017-2019

にかけては増加傾向であった²¹⁾。こうした傾向はPiscopo (2011:141) の検証結果と概ね合致しており、データの対象年を拡張してもなお、アルゼンチンでは男性議員が女性関連法案を比較的積極的に提出していることが窺える。こうした状況が、先に述べたように女性議員比率の伸びに比して女性関連法案が増えている現象に影響を与えている可能性があるが、男性議員による女性関連法案提出の詳しい因果関係やメカニズムについては本稿の検討範囲を超えており、今後の検討課題としたい²²⁾。

4.2 仮説1の検証

続いて以下では、二つの仮説検定を行う。まずは議会の区別をせず男性議員と女性議員で女性関連法案の提出傾向に差があるかどうかを検証する。

まず、2年のスパンごとに一度でも法案を提出したことのある議員のリストを作成した。それぞれの議員が各スパンでいくつ法案を提出し、そのうち何通が女性関連法案であったかを数え、女性関連法案数を総提出法案で割ると、各議員についての女性関連法案の提出率を算出できる。このリストを男性議員群と女性議員群の二つそれぞれについて作成した。表3に記述統計を示す。

表3. 議員の性別ごとの女性関連法案提出率に関する記述統計表

	観察数	平均	中央値	標準偏差	最小値	最大値
男性議員	1637	0.0333	0	0.009541821	0	1
女性議員	1005	0.09334	0	0.1654199	0	1

特徴として指摘できるのは、いずれも中央値が0である点である。このことは、各サンプルのうち少なくとも半分の議員の女性関連法案提出率が0であることを示す。2群それぞれの分布の形状をバイオリンプロットで示したのが図6であり、2群とも0が過剰に積み上がった分布であることが窺える。しかし、女性議員群は男性議員群に比して0の数が少ない点が読み取れる。

21) 2019-2021の男性提出比率の低下にも covid-19 パンデミックの影響が考えられるが、本稿の検討範囲を超えており今後の課題としたい。

22) Piscopo (2011:161) の研究では、メキシコでは男性議員による女性関連法案の提出割合は26.7%であり、アルゼンチンの男性議員の方がより活発に女性関連法案を提出していたことを論じている。

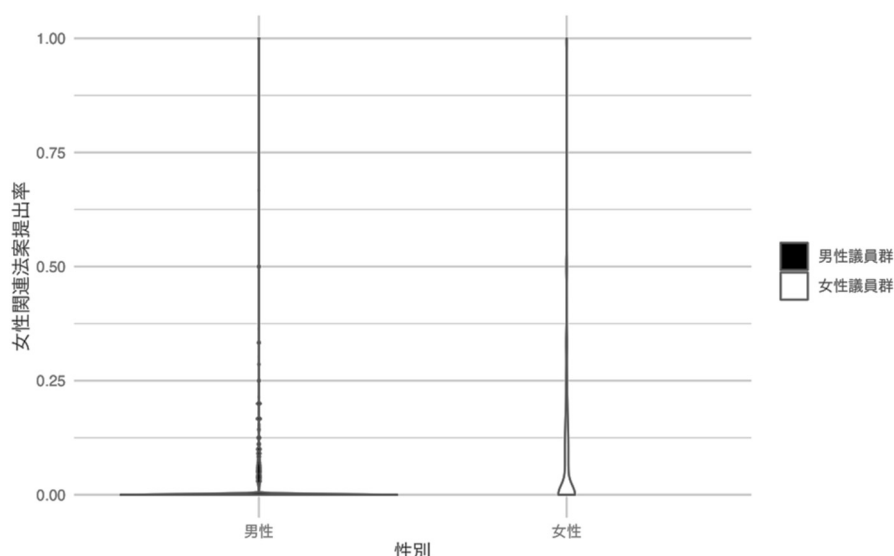


図6. 男性議員群と女性議員群の女性関連法案提出率の分布

(出典) Honorable Cámara de Diputados de la Nación Argentina (n.d.) より筆者作成

シャピロ・ウィルク検定を男性議員群と女性議員群に対して行った結果、どちらも正規分布に従っているとはいえなかった（99%有意水準）。したがって、ノンパラメトリック統計の手法であるウィルコクソン順位和検定を採用する。同検定は得られた2つの標本群を小さい順に並べ直した順位を元に検定する手法（久保川2023:27）である。帰無仮説と対立仮説は以下のように設定し、有意水準を99%に設定する。

H_0 ：女性議員群と男性議員群は同じ分布にしたがう

H_1 ：女性議員群と男性議員群は異なる分布にしたがう

検定の結果 p 値は 2.2×10^{-16} であったため99%有意水準で帰無仮説を棄却し、対立仮説を受容する。対立仮説は両側検定ではあるが、記述統計表で示した通り女性議員群の女性関連法案提出率の平均は男性議員群のそれよりも高い。したがって、仮説1の予測通り女性議員は男性議員とは異なる分布に従っており、女性関連法案をより多く提出する傾向にあると指摘できる。

まとめると、仮説1は統計的に有意な形で支持された。この結果は、先行研究が示す知見と合致しており、分析の対象期間を伸ばしてもなお同様の結果が得られた。

4.3 仮説2の検証

続いて、性別に加えて議会の区別をつけて比較検証する。表4に記述統計を示す。

表4. 性別と議会を区別した4群の女性関連法案提出率に関する記述統計表

	観察数	平均	中央値	標準偏差	最小値	最大値
女性上院	272	0.08397719	0.0490816	0.11816852	0	1
女性下院	733	0.09681577	0	0.17977030	0	1
男性上院	407	0.04178695	0	0.08809190	0	1
男性下院	1230	0.03048589	0	0.09759305	0	1

特徴的なのは、女性上院議員群を除く残りの3群は中央値が0であることである。ここから、分布に占める0の割合が非対称な分布であることが予測されるため、4群それぞれのバイオリンプロットを作図して分布の形状を確認したのが図7である。

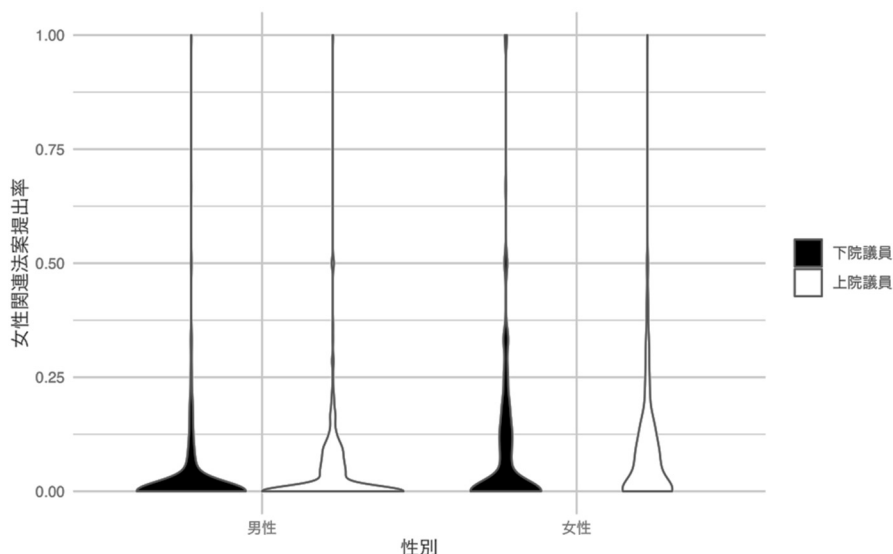


図7. 各議員群の女性関連法案提出率の分布

(出典) Honorable Cámara de Diputados de la Nación Argentina (n.d.) より筆者作成

議会の区別による違いよりも、性別による分布の形状の違いがより顕著に見られる。男性上院議員群と男性下院議員群は0の部分が高く積み上がっていることから、単独では女性関連法案を2年の間に1本も提出しない議員が多いということが読み取れる。反対に、女性上院議員群と女性下院議員群も0の部分が高く積み上がっているものの、男性に比べると0以上の部分にもより多く分布している。なお、女性議員群については上院議員の方が0の分布が薄く、女性下院議員群よりも女性関連法案を提出する議員の数が多く示唆される。

2群の場合と同様に4群とも正規分布に従っているとは言えず (99%有意水準)、したがってノンパラメトリック統計の手法であるクラスカル・ウォリス検定と、ダン検

定による多重比較を行う。前者は3つ以上の多標本ないし群の同等性を検定する方法(久保川2023:275)であり、さらに群ごとの組み合わせについて順位和を用いて検定するのが後者(Dunn 1964)である。帰無仮説と対立仮説、及び分析結果は表5の通りである。

H_0 : 4群が同等の分布にしたがう

H_1 : 4群が異なる分布にしたがう

表5. 多重比較による検定結果と p 値

	男性下院議員	女性下院議員	男性上院議員
女性下院議員	$< 2e-16$	-	-
男性上院議員	$8.7e-09$	0.00102	-
女性上院議員	$< 2e-16$	0.00037	$8.7e-09$

4群それぞれ全ての組み合わせ6通りについて、99%有意水準で帰無仮説を棄却して対立仮説を受容する。上下院の区別を加えてもなお、男性議員と女性議員との間には女性関連法案の提出傾向に統計的に有意な差が存在していると指摘できる。この結果は、女性議員による実質的代表をより頑健に支持するものといえよう。

他方で、男性と女性ともに、上院議員が下院議員よりも女性関連法案を統計的に有意に提出する傾向にあることも示され、仮説2については男女を問わず支持された。性別を問わず上院議員であることに共通する要因が示唆されるものの、本稿では詳細を明らかにすることはできなかったため、今後の検討課題としたい。

5. 結論

本稿は、「女性議員による実質的代表が存在するのか」、「女性議員の実質的代表は上院と下院で異なるのか」という問いについて、2001年から2021年までのアルゼンチン上下両院の法案データを用いて統計的に検証した。その結果、第一に、女性議員は男性議員よりも一貫して多く女性関連法案を提出する傾向、すなわち女性議員による実質的代表を統計的に有意な形で確認した。第二に、上下両院の比較分析からは、性別を問わず上院議員は下院議員よりも女性関連法案を多く提出する傾向もまた統計的に有意な形で示された。加えて、女性関連法案の30~40%は男性議員が提出したものであることや、2010年代以降の男性議員による女性関連法案の提出比率の増加傾向、またそもそもの女性関連法案の総数も同時期から増加している傾向を明らかにした。

本稿の貢献は以下の3点である。第1に、データセットや辞書の構築である。本稿は独自に法案のデータセットを構築することで、先行研究では扱われてこなかった2014年以降の期間を新たに分析対象に加えた。これほど長期間にわたる両院を対象と

した網羅的なデータセットは他に類がなく、この点での新しさを指摘できる。また、これまでラテンアメリカ諸国を対象として WRI の定義を行ってきた複数の実証研究を統合し、定義に関する辞書を作成した。

第 2 に、アルゼンチン議会における女性議員の実質的代表について、先行研究ではカバーされてこなかった時期を含めた検証を行い、女性議員の増加が単線的でない状況下でも実質的代表が見られることを示した。他国との比較の観点からも、興味深い事例を提示できたと考えている。

第 3 に、2000 年以降に女性議員比率が急激に増加し、かつ選挙区定数が小さい上院と、急増後に停滞と微増を繰り返しつつ、選挙区定数が比較的大きい下院という異なる特徴をもつ議会を比較検討し、女性関連法案提出をめぐる議員の性差に加え、議会間の差異が存在することを明らかにした。性別や女性議員比率の増加は、議員の立法行動に影響を与える変数として広く指摘されてきた。他方、選挙制度の違いが議員の立法行動を規定するという視角も依然として有力である。差異が生じるメカニズムについては検討できなかったが、上下両院議員の傾向の違いを示したことは、今後の研究につながる貢献であると考えられる。

他方、課題も多く残されている。本研究は、上下両院の女性議員による実質的代表について、量的な側面からの「実態」を明らかにしたに過ぎない。性別・議会・選挙区定数・クリティカルマス・党派性・議員同士の協力といった諸変数との連関や、女性の実質的代表に与えた効果の推定については、より詳細な分析が望まれる。加えて、女性関連法案の増減や上下院の差異に影響を与える要因について、具体的な文脈を検討することによる質的分析も欠かせない。

なお本稿の知見はアルゼンチンという一国の事例から得られたものであり、外的妥当性を有する訳ではない。しかし、ジェンダー平等が世界的潮流となった今日、女性議員の実質的代表というテーマの公共政策学的重要性は増している。本研究の結果が一定の示唆を与えることを期待したい。

謝 辞

本稿は、2024 年 1 月 31 日に北海道大学大学院公共政策学教育部に提出したリサーチペーパーを加筆修正したものです。本研究の遂行にあたり、在学中も修了後も懇切丁寧なご指導とお力添えをいただいた馬場香織先生に、心より感謝申し上げます。また、ご協力いただいた全ての方々にも深謝いたします。

<参考文献リスト>

- 菊池啓一 (2013) 「アルゼンチンとクオータ制」、『国際女性』、27、pp. 92-95
- (2014) 「第 5 章 アルゼンチンにおける法律型クオータの導入とその効果」、三浦まり、衛藤幹子 (2014) 編『ジェンダー・クオータ 世界の女性議員はなぜ増えたのか』、

- 明石書店、pp. 117-145
- 久保川達也 (2023) 『データ解析のための数理統計入門』、共立出版
- 杉山知子 (2024) 「アルゼンチン：クオータ制導入後の女性議員の増加と政策への影響」 三浦まり編『ジェンダー・クオータがもたらす新しい政治』法律文化社、pp. 59-80
- Baba, Kaori and Levy-Ide, Hiroko. (2023) “Gender Parity and Women’s Substantive Representation: Evidence from Mexican Congress”, Annual Meeting of Japanese Association of Electoral Studies, [<https://www.jaesnet.org/archives/report-archives/>], 最終閲覧日 2025年 1 月 4 日
- Barnes, Tiffany D. (2016) *Gendering Legislative Behavior Institutional Constraints and Collaboration*, Cambridge University Press
- Botana, Natalio R. (1977) *El orden conservador: la politica argentina entre 1880 y 1916*, Editorial Sudamericana, Buenos Aires
- Carey, John M. and Shugart Matthew Soberg. (1995) “Incentives to Cultivate a Personal Vote: A Rank Ordering of Electoral Formulas”, *Electoral Studies*, 14(4), pp.417-439
- Cogliano, Natalia. Del, and Degiusti, Danilo. (2018) “La nueva Ley de Paridad de Género en Argentina; antecedentes y desafíos”, Observatorio Político Electoral, [<https://www.argentina.gob.ar/sites/default/files/ope-doc1-paridad.pdf>], 最終閲覧日 2025年 1 月 4 日
- Clayton, Amanda. (2021) “How Do Electoral Gender Quotas Affect Policy?”, *Annual Review of Political Science*, 24, pp.235-252
- Crisp Brian F, Cunha Silva Patrick. (2023) “The Role of District Magnitude in When Women Represent Women”, *British Journal of Political Science*, 53, pp.1061-1069
- (2022) “Supplementary Material: The Role of District Magnitude in When Women Represent Women”, [<https://www.cambridge.org/core/journals/british-journal-of-political-science/article/abs/role-of-district-magnitude-in-when-women-represent-women/22F777014AF9858AAD5CECAF67501B10#supplementary-materials>], 最終閲覧日 2024年 1 月 4 日
- Downs, Anthony. (1957) *An Economic Theory of Democracy*, Harper and Row
- Dunn, Olive Jean. (1964) “Multiple Comparison Using Rank Statistics”, *Technometrics*, 6(3), pp.241-252
- Franceschet, Susan and Piscopo, Jennifer. (2008) “Gender Quotas and Women’s Representation: Lessons from Argentina”, *Politics & Gender*, 4, pp.393-425
- Hessami, Zohal and Lopes, da Fonseca Mariana. (2020) “Female political representation and substantive effects on policies: A literature review”, *European Journal of Political Economy*, 63, pp.1-9
- Höhmnn, Daniel. (2019) “When Do Female MPs Represent Women’s Interest? Electoral Systems and the Legislative Behavior of Women”, *Political Research Quarterly*, 73(4), pp.834-847
- Honorable Cámara de Diputados de la Nación Argentina (n.d.) “Proyectos”, [<https://www.diputados.gov.ar/proyectos/>], 最終閲覧日 2025年 1 月 4 日
- Htun, Mala and Lacalle, Marina and Micozzi, Juan Pablo. (2013) “Does Women’s Presence Change

- Legislative Behavior? Evidence from Argentina, 1983-2007”, *Journal of Politics in Latin America*, 5(1), pp.95-125
- Hughes, Melanie M. and Paxton, Pamela and Clayton, Amanda and Zetterberg Pär. (2019) “Global Gender Quota Adoption, Implementation, and Reform”, *Comparative Politics*, 51(2), pp.219-238
- Información Parlamentaria, Congreso de la Nación Argentina (n.d.) “Evolución Participación Femenina – H. Cámara de Diputados de la Nación”, [https://www2.hcdn.gob.ar/export/hcdn/secparl/dgral_info_parlamentaria/dip/archivos/EvolucionDiputadosGenero.pdf], 最終閲覧日 2025年 1 月 5 日
- (n.d.) “Evolución Participación Femenina – H. Senado de la Nación”, [https://www2.hcdn.gob.ar/export/hcdn/secparl/dgral_info_parlamentaria/dip/archivos/EvolucionSenadoGenero.pdf], 最終閲覧日 2025年 1 月 4 日
- Inter-Parliamentary Union. (2024a) “Global and regional averages of women in national parliaments”, [<https://data.ipu.org/women-averages>], 最終閲覧日 2025年 1 月 4 日
- (2024b) “Argentina Chamber of Deputies”, [https://data.ipu.org/parliament/ar?chamber_id=13322], 最終閲覧日 2025年 1 月 4 日
- Kikuchi Hirokazu, Germán Lodola. (2014) “The Effects of Gubernatorial Influence and Political Careerism on Senatorial Voting Behavior; The Argentine Case”, *Journal of Politics in Latin America*, 6(2), pp.73-105
- Kikuchi, Hirokazu. (2018) *Presidents versus Federalism in the National Legislative Process The Argentine Senate in Comparative Perspective*, IDE-JETRO, Palgrave Macmillan
- Krook, Mona Lena. (2017) “Electoral System and Women’s Representation”, In *Oxford Handbook of Electoral System*, Oxford University Press, Herron et.al (eds), pp.175-192
- Lijphart, Arend. (2012) *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, Yale University Press
- Lippmann, Quentin. (2022) “Gender and lawmaking in times of quotas”, *Journal of Public Economics*, 207, pp.1-17
- Lucardi, Adrián and Micozzi, Juan Pablo. (2022) “District Magnitude and Female Representation: Evidence from Argentina and Latin America”, *American Journal of Political Science*, 66(2), pp.318-336
- (2020) “Replication Data for: District Magnitude and Female Representation: Evidence from Argentina and Latin America”, [<https://dataverse.harvard.edu/dataset.xhtml?persistentId=doi:10.7910/DVN/FXI5ZO>], Harvard Database, V1、最終閲覧日 2025年 1 月 4 日
- Mechkova, Valeriya and Carlitz, Ruth. (2021) “Gendered accountability: when and why do women’s policy priorities get implemented?”, *European Political Science Review*, 13(1), pp.3-21
- Phillips, Anne. (1995) *The Politics of Presence*, Oxford University Press
- Portal Oficial del Estado Argentino(n.d.) “Constitución Nacional de la Nación Argentina”, [<https://www.argentina.gob.ar/normativa/nacional/ley-24430-804/texto>], 最終閲覧日 2025年 1 月 4 日

- (n.d.) “Decreto 1246/2000”, [<https://www.argentina.gob.ar/normativa/nacional/decreto-1246-2000-65634/texto>], 最終閲覧日 2025年 1 月 4 日
- (n.d.) “ Ley 22847”, [<https://www.argentina.gob.ar/normativa/nacional/ley-22847-195989/texto>], 最終閲覧日 2025年 1 月 4 日
- (n.d.) “ Ley 27412”, [<https://www.argentina.gob.ar/normativa/nacional/ley-27412-304794/texto>], 最終閲覧日 2025年 1 月 4 日
- Piscopo, Jennifer M. (2011) “Do women represents women? gender and policy in Argentina and Mexico”, Dissertation , University of California, San Diego, Dissertation of Degree of Doctor of Philosophy
- Pitkin, Hanna. (1967). *The concept of representation*, University of California Press (早川誠訳 (2017) 『代表の概念』、名古屋大学出版会』

Which Legislators Represent Women? Evidence from Argentine Senate and House of Representatives, 2001-2021

NAGAHORA Kotaro

Abstract

This paper analyzes the role of female legislators in Argentina in submitting women-related bills in the Argentine Senate and House of Representatives between 2001 and 2021. The study addresses two main questions: 1) Do female legislators submit more women-related bills than their male counterparts? and 2) Is there a difference in the propensity to submit such bills between female senators and female representatives? With the introduction of gender quotas in Argentina—one of the first countries to adopt such measures—more women have entered the legislature, creating a unique opportunity to analyze their legislative behavior over time. Using an original dataset, the paper categorizes “women-related bills” and compares submission patterns across gender and legislative chambers. The findings show that female legislators generally submit more women-related bills than their male counterparts. Furthermore, both male and female senators submit more women-related bills than members of the House of Representatives. This suggests that female legislators tend to facilitate the substantive representation of women, but the effect varies between the two chambers due to factors such as differences in electoral systems and party constraints. Additionally, the study notes a significant number of women-related bills introduced by male legislators, with a growing trend over time. The paper contributes by developing a new dataset, providing insights into the role of female legislators in Argentina, and offering a comparative analysis of the two chambers.

Keywords

Substantive representation of women, legislative studies, Argentina, senate and house of representatives, bill dataset

